

令和2年度意見第8号

令和2年9月28日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年9月11日付で、一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西信幸より提出された新技術等実証に関する計画に対する内閣総理大臣の見解（令和2年9月23日消表対第1276号、消食表第371号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和2年度意見第9号

令和2年9月28日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年9月11日付で、一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西信幸より提出された新技術等実証に関する計画に対する農林水産大臣の見解（令和2年9月25日2生産第1161号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

農林水産大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）